令和４年度　安全委第２号

2050 年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務

公募型プロポ―ザル実施要領

令和４年６月

兵庫県小野市
市民安全部　カーボンニュートラル推進グループ

１　業務の趣旨

2050 年カーボンニュートラルの実現に向け、本市が、全国を代表する先駆的な地域として、他の地域の脱炭素化の推進をリードするため、オンリーワンの地域特性を活かし、豊富な再生可能エネルギーポテンシャルを最大限に活用することで、現状の課題（地域経済循環・エネルギーの地産地消等）を解決し、魅力と質を向上させる地方創生に資する新たな「脱炭素事業モデル」の構築を進める。

具体的には、市域全体の中長期的な脱炭素化に向けた調査検討を行うとともに、これまで培ってきた成果（コンパクトなまちづくり）である、市役所を中心とした、市民交流施設、図書館、スポーツ施設、防災センター、警察署、ホテルなどの行政、商業、文化の都市機能が集積する施設群「シビックゾーン」において、エリア内における全国でも稀有な地域特性（ため池の未利用水面）と交通ネットワーク（コミュニティバス）を最大限に活かした再生可能エネルギー導入に向けた調査に着手する。

２　業務の目的

上記の趣旨を踏まえ、本業務では、本市の自然的、経済的、社会的条件などの最新データを基にした地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定、およびゼロカーボンシティ宣言のための基礎資料の作成、地域脱炭素先行地域への応募のための計画策定を行うものとする。

３　業務の概要

(1) 業務名

安全委第 2 号　2050 年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務

(2) 業務内容

別紙「2050 年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 選定方式

公募型プロポーザル方式

(4) 履行期間

契約締結の日から令和 5 年 2 月 28 日まで

※ただし、本業務は環境省の「令和 3 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）のうち、1-1. 2050 年までの脱炭素社会を見据えて再生

可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第 1 号事業の 1)」（以下、「計画づくり支援事業第 1 号事業の 1」という。）を活用し実施することから、当該事業内容を熟知したうえで、完了実績報告書を履行期間内に作成すること。

(5) 見積上限額

10,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

(6) 支払条件

前金払、部分払　無

(7) 契約保証金

契約金額の 10%以上

4　応募方法

単独企業による

5　参加資格要件

参加者は、次に掲げる事項を全て満たしていることを要件とする。

(1)　地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加者の資格制限に該当しない者であること。

(2)　小野市入札参加資格者名簿のうち、物品・役務の提供等または測量・建設コンサルタント等として登録されている者。

※参加表明書の受付期間内に、上記にかかる入札参加資格審査申請を行い、入札参加資格者名簿に登録されたうえで、参加表明書等を提出した者を含む。

(3)　公募型プロポーザル実施要領公示の日から契約締結までの間において、指名停止の措置を小野市から受けている者でないこと。また、受けることが明らかである者でないこと。

(4)　次に掲げる項目に該当しない者

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号 以下「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）

イ　暴対法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」）という。

ウ　暴力団又は暴力団員等と密接な関係を有する者。

エ　役員等（本プロポーザルに参加する者の代表者もしくは役員またはこれらの者から取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）に暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がいる法人。

オ　暴力団員又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者がその経営

に実質的に関与している法人。

(5)　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生開始手続き開始の申立て（旧会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）に基づくものを含む。）または、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされてない者。ただし、開始決定後、再審査による国の認定を受けたものは除く。

(6)　市税、法人税（個人企業にあっては所得税）、消費税及び地方消費税に未納がない者であること。（徴収猶予の扱いを受けている者を除く。）

(7)　本社、本店、支店又は営業所において、これまでに、市町村が発注する「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現支援事業）のうち、地域再エネ導入戦略策定支援事業（第 1 号事業の 1 または第 1 号事業の 2)」または、地球温暖化対策実行計画（区域施策編または事務事業編）の策定・改定業務を元請として業務完了した実績を有する者であること。また、管理、主任、担当技術者のうち、少なくとも 1 名以上が、上記業務を完了させた実績を有すること。（参加表明書と同時に提出する業務実績書【様式 3】に記載すること。）

(8)　提案内容が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けていること。

６　本プロポーザルの実施スケジュール

項　目	日　程
公告	令和 4 年 6 月 8 日
参加表明書の受付期間	令和 4 年 6 月 8 日～6 月 23 日
質問受付（参加表明書等関係）	令和 4 年 6 月 8 日～6 月 16 日
質問回答日	令和 4 年 6 月 20 日
参加資格確認結果の通知	令和 4 年 6 月 27 日
参加非資格者の異議申立て期限	令和 4 年 7 月 6 日
参加非資格者への異議申立て回答日	令和 4 年 7 月 11 日
企画提案書の受付期間	令和 4 年 6 月 27 日～7 月 8 日
質問受付（企画提案書等関係）	令和 4 年 6 月 27 日～29 日
質問回答日	令和 4 年 7 月 1 日
プレゼンテーション及びヒアリングの実施	令和 4 年 7 月中旬（予定）
審査委員会	令和 4 年 7 月下旬（予定）

項　目	日　程
選定結果の通知及び公表	令和４年７月下旬～８月上旬（予定）
本業務について最も適切な者（以下、「最優秀提案者」という。）への見積依頼	令和４年８月上旬～中旬（予定）
契約の締結	令和４年８月中旬（予定）

※応募多数の場合は一次書類選考を行う場合がある。

※プレゼンテーション以降の日程については、決定次第連絡する。

７　参加手続き

参加を希望する者は、以下により参加表明書及び必要書類を提出すること。

(1)　提出書類（提出書類一覧表参照）

①参加表明書【様式１】

②会社概要書【様式２】

③業務実績書【様式３】

（契約書等、内容が確認できる書類を添付すること。）

④管理・主任・担当技術者の業務実績等【様式４－１～３】

（技術士（環境部門等）の資格を有している場合は、資格証の写しを添付すること。）

⑤誓約書【様式５】

⑥納税証明書（「市税」「法人税」「消費税及び地方消費税」について未納のない証明書）

(2)　作成要領　１６ その他の注意事項を確認の上、上記(1)様式により、作成すること。

(3)　提出期限　令和４年６月23日（木）　午後５時15分まで

・持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時45分から午後５時15分までの時間帯とする。

・郵送の場合は、令和４年６月23日（木）必着とする。

(4)　提出宛名　小野市副市長

(5)　提出場所　小野市市民安全部カーボンニュートラル推進グループ（本要領１８のとおり）

(6)　提出部数　正本１部、副本１部

(7)　提出方法　持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）

８　参加表明に関する質問の受付と回答

(1)　提出期限　令和４年６月 16 日（木）　午後５時 15 分まで

(2)　提出宛名　小野市副市長

(3)　提出場所　小野市市民安全部カーボンニュートラル推進グループ
（本要領１８のとおり）

(4)　提出方法　質問書【様式 6】により持参または電子メールで提出すること。
（送信先メールアドレス：carbon@city.ono.hyogo.jp）
電子メールによる場合は、必ず電話（0794-63-1686）により送達を確認すること。

(5)　回答方法　参加表明者に対し、質問の内容を含め令和４年６月 20 日（月）までに電子メールで回答する。

９　参加資格確認結果の通知

参加資格の結果は、令和４年６月 27 日（月）に、参加表明書に記載のメールアドレスに電子メールで通知する。正文については、別途郵送により送付する。

１０　疑義の申立て

(1)　プロポーザル参加資格の結果に疑義のある非資格者は、参加資格がないと認めた理由について、書面（様式は任意）にて説明を求める申立てを行うことができる。

(2)　申立期間は、通知の日の翌日から起算して７日（小野市の休日を定める条例（平成元年小野市条例第 30 号）に定める休日（以下「市の休日」という。）を除く。）以内とする。

(3)　当該請求を行った者に参加資格が無いとした理由について申立期限の翌日から起算して原則として３日（市の休日を除く。）以内に回答する。

１１　企画提案書の提出

(1)　提出書類（提出書類一覧表参照）

①企画提案書（表紙）【様式 7】

②企画提案書【任意様式】

ア　企画提案書は、A4 縦ファイルの左綴じ製本とすること。（ただし、A3 版による折込頁の挿入は可。）

イ　仕様書「４.業務の内容」に記載の項目順に、具体的な作業内容を明記すること。

ウ　「３　業務の概要（5)見積上限額」の範囲内の提案とする。

③業務スケジュール【任意様式】

ア　仕様書「４.業務の内容」に記載の項目ごとに、工程表を作成すること。

④業務実施体制【任意様式】

ア　業務を確実に実施、履行する組織体制を明記すること。

イ　業務実施に当たっての主担当者の配置、役割分担及び連絡体制を明記すること。

⑤業務見積書【任意様式】

≪見積書提出の際の注意事項≫

ア　見積金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を見積書に記載すること。

イ　見積書に記載する見積額の 100 分の 110 に相当する金額（契約希望価格）が「３　業務の概要（5）見積上限額」に規定する業務規模を上回らないこと。

ウ　見積書については、住所、会社名、代表者名、見積金額、作成日等を記入し、押印があること。

(2)　提出期限　令和４年７月８日（金）　午後５時 15 分まで

・持参による受付は、土曜日・日曜日・祝日を除く午前８時 45 分から午後５時 15 分までの時間帯とする。

・郵送の場合は、令和４年７月８日（金）必着とする。

(3)　提出宛名　小野市副市長

(4)　提出場所　小野市市民安全部カーボンニュートラル推進グループ（本要領１８のとおり）

(5)　提出部数　正本１部、副本８部 および PDF ファイル

(6)　提出方法　・正本１部および副本８部については、持参又は郵送（書留郵便又は配達証明に限る）で提出すること。

・PDF ファイルは、電子メールで提出すること。(容量 10MB まで)

(送信先メールアドレス：carbon@city.ono.hyogo.jp)

提出時は、必ず電話（0794-63-1686）により送達状況を確認すること。

なお、ファイル容量が 10MB を越える場合等、電子メールでの提出が困難な場合は、CD-R 等に格納したうえで上記正本・副本と同様の方法で提出すること。

１２　企画提案に関する質問の受付と回答

(1)　提出期限　令和４年６月 29 日（水）　午後５時 15 分まで

(2)　提出宛名　小野市副市長

(3)　提出場所　小野市市民安全部カーボンニュートラル推進グループ
（本要領１８のとおり）

(4)　提出方法　質問書【様式 6】により持参または電子メールで提出すること。
（送信先メールアドレス：carbon@city.ono.hyogo.jp）
電子メールによる場合は、必ず電話（0794－63－1686）により送達状況を確認すること。

(5)　回答方法　企画提案者に対し、質問の内容を含め令和４年７月１日（金）までに電子メールで回答する。

１３　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

(1)次により企画提案者等に係るプレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション等」という。）を実施します。

実 施 日：令和４年７月中旬（予定）

実施場所：小野市役所

出 席 者：１事業者３名まで

実施内容：１事業者 30 分程度を予定
（企画提案書の説明：20 分程度、質疑応答 10 分程度を予定）

説明資料：あらかじめ提出した企画提案書をもとに説明するものとする。また、説明に当たっては、仕様書「４.業務の内容」に記載の項目に沿って行うこと。

機 材 等：プレゼンテーション等の際に機材（パソコン等）を使用する場合は、提案者が準備するものとし、事前に本要領１８に掲げる担当課（市民安全部カーボンニュートラル推進グループ）へ申し出ること。なお、プロジェクター、スクリーンは担当課で用意する。

提案順位：プレゼンテーション等の実施の際の順位については、企画提案書を受け付けた順番とする。

(2)　選考方法

①　プロポーザルの審査

審査は、別表 1「審査の評価基準」に基づき、提出書類審査、価格審査、企画提案審査を行う。提出書類審査、価格審査については書面審査とし、企

画提案審査については、「2050 年ゼロカーボンシティに向けた再生可能エネルギー導入等計画策定業務にかかる公募型プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。)」において行う。審査委員会は、提案者の本業務に対する意欲や理解力及び企画提案に関する内容等について、プレゼンテーション等を実施し、各審査委員の審査を踏まえ総合的に評価を行う。なお、審査委員会は非公開とする。

選考においては、上記各審査の評価点を加算した点数を総合点とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。

なお、総合点が最も高い事業者が 2 者以上ある場合は、企画提案審査の評価点が高い事業者を、最優秀提案者として選定する。企画提案審査の評価点も同点の場合は審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。

なお、すべての参加事業者の総合点が 180 点に満たない場合は「該当者なし」とする。

※企画提案書の受付終了後、提案者が 5 者以上となった場合は、企画提案書の内容に基づき、本業務で特に重要と考える、別表 2「一次書類選考の評価基準」による一次書類選考を行う場合がある。

② 選定結果の通知公表

審査の結果については、文書で通知するとともに、最優秀提案者を小野市ホームページで公表する。

なお、選考の過程は非公開とし、選考結果の疑義については受け付けない。

１４　契約締結の方法

上記１３(2)により選定された最優秀提案者の決定後、速やかに提案書を基に詳細を協議し、改めて見積書の提出を求め、契約を締結する。なお、この協議が不調となったときは、審査により順位付けられた上位の者から順に協議を行うものとする。

１５　失格

次のいずれかに該当した場合は、失格となる。

(1) 提出書類等の本要領の提出方法に適合しない場合
(2) 提出書類等の本要領に示された条件に適合しない場合
(3) 虚偽の内容が記載されている場合
(4) 本要領５に示す参加資格要件を欠くこととなった場合

(5)　審査の公平性を害する行為があった場合

(6)　審査委員、市職員又は当該プロポーザル関係者に対して、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合

(7)　その他本要領に違反すると認められた場合

１６　その他の注意事項

(1)　参加表明書及び企画提案書の作成、提出、その他プロポーザルの参加に関して要する費用は全て参加者の負担とする。

(2)　提出期限以降における企画提案書の差換えは認めない。

(3)　提出書類等は原則として返却しない。

(4)　提出書類は、審査及び説明のため、複製し使用することができる。

(5)　提出書類は、この選考の公表（広報、ホームページ等）や出版物への連載、展示等に使用できるものとする。

(6)　業務委託契約における設計の内容については、業務遂行上支障が生じる場合に限り、市の了承を得たうえで、プロポーザルの内容から変更できるものとする。

(7)　本市が提供する資料は、このプロポーザルに係る検討以外の目的で使用してはならない。

１７　補助金交付決定前準備行為

本プロポーザルは、環境省の計画づくり支援事業第１号事業の１の補助金交付決定を受けることを前提とし、契約の準備手続きとして実施するものであるため、補助基準額の補助金交付決定がない場合は、契約は行わない。この場合、本プロポーザル参加に要したすべての費用について小野市に請求することができず、本プロポーザル参加者の負担となることに留意すること。

１８　担当課

小野市市民安全部カーボンニュートラル推進グループ
〒675－1380　兵庫県小野市中島町 531 番地
電話　　0794－63－1000（内線 644）
ＦＡＸ　0794－62－9040
Ｅ-mail carbon@city.ono.hyogo.jp

別表１　審査の評価基準

審査項目	仕様書項目 （実施要領項目）	評価項目	配点
提出書類審査	業務実績	・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定又は改定の実績。 ・市町村が発注する「再エネの最大限の導入の計画づくり及び地域人材の育成を通じた持続可能でレジリエントな地域社会実現事業」（計画づくり支援事業）の受託の実績。	10
	担当者実績	・管理、主任、担当技術者の上記計画等の策定又は改定、受託の実績、経験年数。	10
企画提案審査	（1）計画準備	・本事業における趣旨及び目的を熟知したうえで、確実に各仕様書項目を達成できる工程となっているか。	10
	（2）2050 年までの脱炭素社会を見据えた再エネ導入目標の策定	・本市の基本理念を理解しているか。 ・本市の地域特性（コンパクトなまちづくりやコミュニティバス）や課題を的確に把握しているか。 ・本市の 2050 年カーボンニュートラルに向け、実現可能性の高い再エネ導入目標が立てられるか。	30
	（3）地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定	・地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に向けた、法制度知識、スキル、実績、経験等を有しているか。	20
	（4）地域の自然的･経済的･社会的条件を踏まえた市域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集、現状分析	①　上位計画および地域特性の整理 ・本市が既に策定している計画内容について、その趣旨と背景、目的等を適正に理解するとともに、本市の地域特性や地域課題を的確に把握し、整理することができるか。	20
		②　市民・事業者への意識調査 ・本事業を実施するにあたり、市民や市内企業の適正な調査項目を選定し、的確にアンケートを実施することができるか。	20

審査項目	仕様書項目 （実施要領項目）	評価項目	配点
		・アンケート結果を的確に目標設定や今後の施策展開に反映させることができるか。	
		③ 温室効果ガス排出量の調査 ・環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）マニュアル」などに基づき、的確な各分野別（家庭部門・産業部門・運輸部門等）の温室効果ガス排出量の調査及び分析を行うことができるか。	20
	（5）地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計	・現状すう勢（成り行きでの推移）による排出量と省エネ対策を実施した場合の脱炭素シナリオによる排出量を推計するとことができるか。 ・将来推計において、本市独自の地域の実情を反映することができるよう、複数のシナリオをもとに検討することができるか。	20
	（6）地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成	・本市の脱炭素事業を地方創生戦略と位置付け、これまで培ってきた地域資源、地域特性、市民力を最大限に活用し、更なる発展を目指した、持続可能性の高いまちづくりにつながる「脱炭素シナリオ」を作成することができるか。	20
	（7）地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成	・本市の再生可能エネルギー別のポテンシャル（利用可能量調査・推計）を把握することができるか。 ・本市の実情に応じた、再生可能エネルギー別の導入目標や、エネルギー消費比再エネ導入率（再エネ自給率）を設定することができるか。	20
	（8）脱炭素シナリオや、再エネ導入目標を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定	・エネルギーの地産地消などを見据えた脱炭素型事業モデルを検討することができるか。 ・本市の地域特性等を踏まえた、「短期集中型重点施策」を提示できるか。 ・本事業に関わる関係者とともに役割分担や体制、スケジュールを明確にし、PDCA サイクルを構築した、中長期的にも円滑に事業ができる	30

審査項目	仕様書項目 （実施要領項目）	評価項目	配点
		体制を提案できるか。 ・ゼロカーボンシティ宣言や、広報特集記事に掲載することを念頭においた基礎資料を作成できるか。	
	（9）「地域脱炭素ロードマップ」（令和 3 年 6 月 9 日国・地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定	・全国 100 ヶ所の「脱炭素先行地域」の選定を目指し、本市の地域特性に基づき、的確に範囲設定することができるか。 ・電力供給量や需要家に対する電力需要等のヒアリング調査に基づく計画を策定し、脱炭素先行地域への応募に向けた必要書類を作成することができるか。	30
	（10）小野市環境審議会の開催支援	・環境審議会における円滑な会議運営を行うため、専門的知見を活かした適切な資料の作成を行うことができるか。	10
	（11）打合せ・協議及び報告書の作成	・市との打合せ、協議について、積極的に実施する意識があるか。 ・本業務の趣旨・目的を的確に把握した調査結果報告書を作成できるか。	10
価格審査	提案価格	・配点×「全提案者のうち最低見積者の見積価格÷当該提案者の見積価格」＝評価点数（少数第 2 位で四捨五入）	20
合　計			300

・上記の審査項目のうち、提出書類審査、価格審査については書面審査とし、企画提案審査については、提案者からのプレゼンテーション等を踏まえ、審査委員会において、審査委員が採点する。
・書面審査の評価点に、企画提案審査の評価点を加えた点数を総合点（300 点満点）とし、総合点が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。
・総合点が最も高い事業者が 2 者以上ある場合は、企画提案審査の評価点が高い事業者を、最優秀提案者として選定する。
・企画提案審査の評価点も同点の場合は、審査委員で協議し、最優秀提案者を決定する。

・すべての参加事業者の総合点が 180 点に満たない場合は「該当者なし」とする。

【提出書類審査の評価基準】

上記表に記載する評価項目に沿って、以下の通り、「優れる」「良い」「普通」の 3 段階で評価する。

・業務実績評価・・・区域施策編および計画づくり支援事業双方の実績を有する場合は「優れる」
区域施策編または計画づくり支援事業いずれか一方の実績を有する場合は「良い」
事務事業編のみの実績を有する場合は「普通」

・担当者実績評価・・・管理、主任、担当技術者のいずれかが、区域施策編および計画づくり支援事業双方の実績を有する場合は「優れる」
管理、主任、担当技術者のいずれかが、区域施策編または計画づくり支援事業いずれか一方の実績を有する場合は「良い」
管理、主任、担当技術者のいずれかが、事務事業編のみの実績を有する場合は「普通」

【価格審査の評価基準】

配点×「全提案者のうち最低見積者の見積価格÷当該提案者の見積価格」＝評価点数（少数第 2 位で四捨五入）とする。

【企画提案審査の評価基準】

上記別表 1 に記載する評価項目に沿って、「優れる」「良い」「普通」「やや劣る」「劣る」の 5 段階で評価する。

●一次書類選考の実施について

企画提案書の受付終了後、提案者が 5 者以上となった場合は、企画提案書の内容に基づき、本業務で特に重要と考える、下記の評価基準による一次書類選考を行う場合がある。

【一次書類選考の評価基準】

・下記別表 2 に記載する評価項目に沿って、「優れる」「良い」「普通」「やや劣る」「劣る」の 5 段階で評価する。（100 点満点）

別表２　一次書類選考の評価基準

仕様書項目	評価項目	配点
（1）計画準備	・仕様書の業務内容を熟知し、確実に各仕様書項目を達成できる工程となっているか。	10
（2）2050 年までの脱炭素社会を見据えた再エネ導入目標の策定	・本市の 2050 年カーボンニュートラルに向け、実現可能性の高い再エネ導入目標が立てられるか。	10
（3）地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定	・地方公共団体実行計画（区域施策編）の策定に向けた、法制度知識、スキル、実績、経験等を有しているか。	10
（4）地域の自然的･経済的･社会的条件を踏まえた市域内の温室効果ガス、再生可能エネルギーの導入又は温室効果ガス削減のための取組に関する基礎情報の収集、現状分析	・環境省「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）マニュアルなどに基づき、的確な各分野別（家庭部門・産業部門・運輸部門等）の温室効果ガス排出量の調査及び分析を行うことができるか。	10
（5）地域の特性や削減対策効果を踏まえた将来の温室効果ガス排出量に関する推計	・将来推計において、本市独自の地域の実情を反映することができるよう、複数のシナリオをもとに検討することができるか。	10
（6）地域の温室効果ガスの将来推計を踏まえた地域の将来ビジョン･脱炭素シナリオの作成	・本市の脱炭素事業を地方創生戦略と位置付け、これまで培ってきた地域資源、地域特性、市民力を最大限に活用し、更なる発展を目指した、持続可能性の高いまちづくりにつながる「脱炭素シナリオ」を作成することができるか。	10
（7）地域の再エネポテンシャルや将来のエネルギー消費量を踏まえた再エネの利用促進に係る再エネ導入目標の作成	・本市の実情に応じた、再生可能エネルギー別の導入目標や、エネルギー消費比再エネ導入率（再エネ自給率）を設定することができるか。	10
（8）脱炭素シナリオや、再エネ導入目標を実現するために必要な政策及び指標の検討並びに重要な施策に関する構想の策定	・エネルギーの地産地消などを見据えた脱炭素型事業モデルを検討することができるか。 ・本市の地域特性等を踏まえた、「短期集中型重点施策」を提示できるか。	10
（9）「地域脱炭素ロードマップ」（令和３年６月９日国･地方脱炭素実現会議決定）に基づく、地域脱炭素の実現を目指した計画策定	・電力供給量や需要家に対する電力需要等のヒアリング調査に基づく計画を策定し、脱炭素先行地域への応募に向けた必要書類を作成することができるか。	20
合　計		100